

外国金融子会社等に係る金融子会社等部分適用対象金額及び特定所得の金額の計算等に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

別表十七(三)の十

平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国金融子会社等の名称	1		事業年度	2	・	・	
外国金融子会社等の区分	3	外国金融機関 ・ 外国金融持株会社等					
金融子会社等部分適用対象金額及び金融子会社等部分課税対象金額等の計算							
(40) + (別表十七(三)の十)付表「11」 + 「41」)	4		(4) + (7)	8			
別表十七(三)の十)付表「21」(マイナスの場合は0)	5		金融子会社等部分適用対象金額((8)と(31)のいずれか多い金額)	9			
金融子会社等部分適用対象損失額の当期控除額(別表十七(三)の十)付表「43」の計)	6		請求権等勘案合算割合	10		%	
(5) - (6)	7		金融子会社等部分課税対象金額又は個別金融子会社等部分課税対象金額(9) × (10)	11	()	円)	
特定所得の金額の計算							
外国金融子会社等に 係る 異常な 水準の 資本に 係る 所得	親会社 等 本 持 分 相 当 額	事業年度終了時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額	12	外に 親 融 所 子 得 融 子 会 社 等 に 係 る 異 常 な 水 準 の 資 本	親会社等事業年度の税引後当期利益の額	26	
		事業年度終了時における貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額	13		親会社等事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額	27	
		(12) - (13) (マイナスの場合は0)	14		親会社等事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額	28	
		事業年度終了時における貸借対照表に計上されている利益剰余金の額(零を下回る場合はその零を下回る額)	15		(27) - (28) (マイナスの場合は0)	29	
		当該事業年度以前の各事業年度において利益剰余金の額を減少して資本金の額等を増加した場合のその増加した金額	16		$\frac{26}{(29)}$ と10%のうち高い割合	30	
	異常な 水準の 資本に 係る 所得	相 当 額	事業年度終了時における貸借対照表に計上されている特定外国金融機関の株式等及び他の外国金融持株会社等の株式等の帳簿価額	17	固 定 資 産 の 貸 付 け に 係 る 収 益	固定資産(無形資産等を除く。)の貸付けによる対価の額の合計額	32
			外国金融機関である場合(14) - ((15) + (16)) (マイナスの場合は0)	18		(32)のうち主としてその本店所在地において使用に供される固定資産(不動産及び不動産の上に存する権利を除く。)の貸付けによる対価の額(33)に該当するものを除く。)	33
			外国金融持株会社等である場合(14) - ((15) + (16) + (17)) (マイナスの場合は0)	19		(32)のうちその本店所在地にある不動産及び不動産の上に存する権利の貸付けによる対価の額(33)に該当するものを除く。)	34
			事業年度終了時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額(12)	20		(32)のうち一定の要件を満たす部分対象外国関係会社が行う固定資産の貸付けによる対価の額	35
	異常な 水準の 資本に 係る 所得	相 当 額	再保険契約に伴い積み立てないこととした責任準備金に相当するものの額及び支払備金に相当するものの額の合計額	21	(32) - ((33) + (34) + (35))	36	
			(20)又は(20) + (21)	22	(36)に係る直接費用の額の合計額(38)に該当するものを除く。)	37	
			(18)又は(19) (22)	23	(36)に係る償却費の額	38	
			本店所在地国の法令に基づき下回ることのできない資本の額の2倍に相当する金額	24	(37) + (38)	39	
			((18)又は(19)) - (24) (マイナスの場合は0)	25	(36) - (39) (マイナスの場合は0)	40	
					償却費計算上の適用法令	41	本邦法令・外国法令

別表十七（三の十）の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の6第8項《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の90第8項《連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「請求権等勘案合算割合10」は、措置法令第39条の14第2項第1号《課税対象金額の計算等》又は第39条の114第2項第1号《個別課税対象金額の計算等》に定める割合を記載します。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 3 「(20)又は(20+21)22」は、部分対象外国関係会社（措置法第66条の6第8項各号列記以外の部分又は第68条の90第8項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係会社をいいます。以下同じ。）が保険業を行う部分対象外国関係会社に該当する場合には「(20)又は」を消し、その他の場合には、「又は(20+21)」を消します。
- 4 「24」から「31」までの各欄は、「23」の割合が70%以下である場合には、記載を要しません。
- 5 「(32)のうち一定の要件を満たす部分対象外国関係会社が行う固定資産の貸付けによる対価の額35」は、措置法令第39条の17の3第18項各号又は第39条の117の2第18項各号《部分適用対象金額の計算等》に掲げる要件に該当する部分対象外国関係会社（措置法第66条の6第2項第6号又は第68条の90第2項第6号に規定する部分対象外国関係会社をいい、同法第66条の6第2項第7号又は第68条の90第2項第7号に規定する外国金融子会社等を除きます。）が行う同法第66条の6第6項第8号又は第68条の90第6項第8号に規定する固定資産の貸付け（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含みます。）による対価の額を記載します。
- 6 内国法人が措置法第66条の9の2第8項《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の2第8項《特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。